

【区民の生活環境改善に向けた取組み】

不法投棄されたスーツケースの一斉撤去を実施しました！

～区内のごみ集積所等から 8 日間で 12 個のスーツケースを回収～

豊島区は、7 月 15 日(水)から 22 日(水)の期間、区内のごみ集積所、区道、区立公園・児童遊園に不法投棄されたスーツケースの一斉撤去を実施し、8 日間で合計 12 個のスーツケースを回収しました。

本区では、昨年度約 290 件のスーツケースがごみ集積所等に放置され、特にホテルや民泊等の宿泊施設が集中する池袋駅周辺エリアでは、多数の不法投棄を確認しています。区民の生活環境を守るため、これまで、池袋駅周辺の大型ビジョンの放映によるスーツケースの不法投棄禁止の呼びかけや、不要となったスーツケースをご自身で処理できるサービスを紹介した多言語版チラシの配布・掲出など、様々な対策を実施してきました。

今回、スーツケースの不法投棄を根絶することを目的に、豊島清掃事務所、道路管理課、公園緑地課の職員が区内全域のスーツケースの一斉撤去を実施し、ごみ集積所 7 個、区道 2 個、区立公園・児童遊園 3 個の計 12 個を回収しました。期限を区切って、不法投棄されたスーツケースを区内から一掃し、以後、スーツケースが不法投棄されない環境づくりを進めています。

一斉撤去を実施した豊島清掃事務所長は「不法投棄を発見した際は清掃事務所に通報していただくよう、町会を通じて区民の皆さまにもご協力をお願いします。今後もパトロールの強化や規制強化に向けた関係条例による罰則などを検討し、重層的な対策を推し進めていきます」とコメントしました。



池袋一丁目児童遊園に不法投棄されたスーツケース



撤去している様子

■「不法投棄されたスーツケースの一斉撤去」概要

期 間:令和 8 年 7 月 15 日(水)から 22 日(水)の 8 日間

参 加:豊島清掃事務所、道路管理課、公園緑地課の担当職員

場 所:ごみ集積所、区道、区立公園・児童遊園

撤去量:ごみ集積所 7 個、区道 2 個、区立公園・児童遊園 3 個の計 12 個

■スーツケースの不法投棄対策

○スーツケース再利用事業者 2 社と不法投棄の防止に向けた連携と協力に関する協定を締結
(令和 8 年 7 月 1 日付)

○スーツケースの不法投棄禁止にかかる多言語版チラシによる周知

○池袋駅周辺の大型ビジョンで不法投棄禁止の映像を放映

○青色防犯灯付きパトロール車により、多言語アナウンスで不法投棄を呼び掛けながら、区内を巡回

○スーツケース販売店 15 店舗、宿泊施設約 2,300 施設、区内すべての鉄道駅 19 駅、アニメイト池袋本店などに不法投棄禁止チラシ配布・掲示の依頼

○町会掲示板への不法投棄禁止チラシの掲示